

自立の村づくり計画 実行プラン



松 川 村
平成 22 年 9 月

目次

I. 自立の村づくりを目指して

- 1 これまでの取り組み経過 1
- 2 新たなる取り組みに向けて 1
- 3 プラン実行の基本的姿勢 1
- 4 計画の期間 2
- 5 計画の検証と見直し 2

II. 松川村の目指す村づくり

- 1 基本理念 3
- 2 基本方針 4

III. 村民と地域と行政との協働による村づくり

- 1 村民と地域と行政の役割分担 5
 - 1) 村民の役割
 - 2) 地域の役割
 - 3) 行政の役割
- 2 行政区組織の活性化を目指して 7
- 3 広聴活動の充実による村民の村政への参画促進 7
- 4 行政情報の共有化の推進 8

IV. 村で取り組む具体的事項

取り組みの体系図 9

I 協働による村づくり 10

- 1 自治への住民参加促進 10
- 2 地域の支え合い促進 10
- 3 村づくりを支える人材の育成 10

II 時代の変化に対応できる行財政システムの確立 11

- 1 時代に即した組織・機構の見直し 11
- 2 効率的な行財政運営 13
- 3 健全な財政運営の確保 14
- 4 特別（地方公営企業）会計の安定経営 14

I 自立の村づくりを目指して

1 これまでの取り組み経過

松川村では、平成 15 年に「自立」を選択し、その後多くの村民と共に「協働による村づくり」を柱とした「自立の村づくり計画」を策定し、平成 19 年度からは計画の具体的な取り組み事例を示した「実行プラン」に沿って、村民と一体となって取り組みを進めてきました。

この間、経済の長期低迷による地方税収の落ち込みなどにより、全国的に地方財政の悪化が進む中、村民の理解と協力により「実行プラン」を着実に推進した結果、計画策定当初予測されていた年平均約 3 億円の赤字見込みを約 5 千 6 百万円まで大幅に改善させることができました。同時に、村の預貯金である貴重な基金を大きく取り崩すことなく今日に至っています。

2 新たなる取り組みに向けて

今後も地方分権が推進され、自治体には今まで以上に自己責任が求められています。経済的に自立するためには、協働による村づくりを引続き進めるとともに、財政基盤を更に固めることが不可欠となっています。このような状況の中、これまでの自立の村づくり計画の実施状況を踏まえ、今後の取り組みに向け、計画の見直しを行います。

3 プラン実行の基本的姿勢

実行プランの上位計画である松川村第 6 次総合計画の前期基本計画に基づき、その目標達成に向けて村民と地域と行政の協働によりプランを推進していきます。

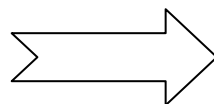
松川村第 6 次総合計画と実行プランの関係

第 6 次総合計画

基本構想
(計画期間:平成 22～31 年度)

前期基本計画
(計画期間:平成 22～26 年度)

実施計画
(計画期間:平成 22～24 年度)



実行プラン
(計画期間:平成 22～26 年度)

4 計画の期間

村総合計画の計画期間と整合を取り、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 ヶ年計画とし、村の財政が今後どのように推移していくかを予測する財政シミュレーションについても、国の動向等により変化する地方交付税など不透明な部分もありますが、現時点で把握できる要因を踏まえ、同様に平成 26 年までの 5 年間とします。

5 計画の検証と見直し

計画の検証については、「松川村地域づくり推進委員会」において実施し、さらなる計画推進へ繋げていきます。また、財政シミュレーション、具体的な取り組みについては、目標に向けて実効性を高めるために随時見直しを行うこととします。

Ⅱ 松川村の目指す村づくり

1 基本理念

私たちの住む松川村は、明治22年の立村以来一度も分離・合併をすることなく、120周年を迎えることができました。この間、人口は大幅に増加し、一歩ずつ着実な発展を続け、今日に至っています。それは先人たちが村に誇りを持ち、住む人たちの永遠の幸福と発展に願いを込め、たゆまぬ努力を重ねてきた結果であります。

平成の大合併においては、村の現状を見据え、村民一人ひとりの顔が見え、声が聞こえる、住民参加によって小さくても希望がもて、笑顔のある、幸せを感じることができる松川村を目指し、自立の道を選びました。

その後、多くの村民の皆さんにより、「共に生き共に働き、花と緑に満ち、人も村も輝く村づくり」を基本理念とする「自立の村づくり計画」が策定され、すべての村民が、自分たちでできることは自分たちで行うという協働と共生の意識のもと、村民一体となって村づくりを進めてきました。そして、この協働と共生による村づくりの思いを乗せ、平成22年度からスタートする第6次総合計画が策定されました。

この計画では、先人が守ってきた恵まれた自然環境の中で、やすらぎを感じ、誰もが生き生きと安心して暮らすことができる、魅力あふれる村づくりを目指し、下記のように基本理念を掲げました。

「緑豊かな自然と暮らし、心やすらぎ魅力あふれる村」

2 基本方針

「受け継がれてきた美しい田園景観と暮らす村づくり」

先人から受け継がれてきた「水」と「緑」は村の宝です。この美しい自然を守り、後世へ継承していく責任があります。ふるさととして誇りに思えるような村づくりを進め、また、村土全体のバランスの取れた土地利用を図ります。

「健やかに笑顔で暮らす、支え合いの村づくり」

少子・高齢化の進行する中、行政による福祉サービスの更なる充実に取り組むとともに、村民一人ひとりがお互いを思いやり、支え助け合える関係をつくり、誰もが笑顔で健康に暮らせる村づくりを推進します。

「安全で、安心・快適に暮らせる村づくり」

村民の生命、財産が災害や犯罪などから守られ、生涯を通じて安全で安心して生活できる平和な村づくりを進めます。

快適な暮らしを支える生活基盤となる道路、上水道の整備を計画的に進め、誰もが住み続けたいと思えるような村づくりを推進します。また、村全体で環境問題を常に意識した取り組みを進めます。

「人を育み、生き生きと暮らせる村づくり」

豊かで活力ある村づくりの基本は、「人づくり」です。

未来を担う子どもたちが心身共に健康で、確かな学力を身につけ、豊かな人間性・社会性を育めるよう取り組みます。

一人ひとりが、生きがいを持って暮らせるよう、多様な学習やスポーツができる環境や機会を整えます。また、村の貴重な歴史・文化を学び、後世へ継承するとともに、活発な芸術・文化活動を推進します。

「暮らしを支える、にぎわいと活力ある産業の村づくり」

企業誘致による就業の場の確保をはじめ、既存企業の経営安定に向けた支援に努めます。村の基盤産業である農業や商工業・観光との連携等により、各産業のバランスの取れた振興を推進します。

「心かよわせ、ともに暮らす協働の村づくり」

より良い村づくりに向け、村民参画による「協働」を基本とした心のふれあう地域づくりに取り組みます。経常経費の節減、重点事業への優先的予算配分などにより効率的な行政運営を進め、健全財政を維持します。

時代に即し、業務の実態に合った組織機構の見直しや職員の能力向上を図るとともに、村民に信頼される透明性のある開かれた村政を推進します。

Ⅲ 村民と地域と行政との協働による村づくり

1 村民と地域と行政の役割分担

松川村が進める自立の村づくりとは、村民と地域と行政がそれぞれ役割と責任を認識し、自分でできることは自分で行い、行政区をはじめとする地域で取り組めることは地域で支え合って行い、行政が関与すべきことや、村民や地域が手助けを必要とすることは村が行うという三者の支え合いによる「協働の村づくり」です。

社会情勢や価値観の変化により、村民が行政に求めるサービスの内容は複雑化・多様化してきています。今後も増えると思われる行政需要の全てに対応することは、能力的・財政的に困難であり、村民活力の導入や、それぞれの立場での取り組みが重要です。

1) 村民の役割（個人や家族の取り組み・村づくりへの参加）

〔 現状と課題 〕

村民一人ひとりが地域づくりの担い手としてさまざまな活動に主体的に参加されています。また、自分でできることは自ら進んで行うという行動や姿勢が現れてきています。

村が抱える多くの課題を解決していくためには村民と行政が共に知恵を出し合い、良きパートナーとして今後も連携して取り組んで行くことが必要であり、そのためには、村民が自主的に取り組めるよう行政から多くの情報を提供することが重要です。

〔 具体的な取り組みの例 〕

○美しい景観づくり

- ・ 自宅周辺の草取り、ゴミ拾い、除雪作業など
- ・ 屋敷林の管理や、ブロック塀から生垣への変更による景観づくり

○環境に配慮した生活の実践

- ・ ゴミの分別や回収ルールの厳守、野菜くずの堆肥化や生ゴミ処理機の導入による、ゴミを減らす努力や工夫

○地域の特性を生かした取り組み

- ・ 児童などの登下校時間に合わせたパトロール、犬の散歩、ウォーキングによる、子どもの安全を守るための巡視活動
- ・ 地域の伝統文化継承の場への、積極的な参加・協力

○生涯学習の実践

- ・ スポーツや芸術・文化活動など、生涯を通して学び楽しめるような趣味や、自らを高める活動への積極的な参加

○観光振興への協力

- ・ 観光客への道路ガイドなど

○村政への積極的な参加

- ・ 行政懇談会などへの参加
- ・ 村の各種計画に対する意見・要望の提示（パブリックコメント参加）
- ・ 各種審議会・委員会へ公募委員などとして参加

2) 地域（行政区、地域づくり団体、民間企業など）の役割（力を合わせたみんなの取り組み）

[現状と課題]

近年、地域の活性化や社会体育の推進のために、さまざまな団体が積極的に取り組んでおり、村も相談や支援を行ってきています。また、自主防災組織が立ち上がるなど、地域での協力や結束により行政区活動が進められています。

多様な生活様式や価値観を持った村民同士が同じ地域で協力して暮らしていくためには、地域活動の大切さを理解し、連帯感を高めていくことが課題です。

[具体的な取り組みの例]

○行政区活動への参加

- ・ 自主防災活動、防犯・交通安全活動
- ・ 区行事などへの積極的な参加
- ・ 協働作業による道路補修・水路清掃・ゴミ拾い・通学道路などの除雪・除草活動、ゴミステーションの管理
- ・ 地域の公園や施設の維持管理

○地域で支える高齢者・障害者の安心な暮らし

- ・ 介護などの制度だけに捉われない、日常生活の中での気軽な交流や話し相手になる、地域で取り組む高齢者の支え合い活動
- ・ 高齢者の自治組合役員時の支援、生活弱者などの除雪支援

○地域での子育て支援（安全確保）

- ・ 地域巡回「青色回転灯パトロール」のほか、「子どもを守る安心の家」など、地域で子どもを守る活動
- ・ 児童会、生徒会による資源回収や、三九郎などの育成会行事への参加・協力

○生活環境づくり

- ・ アメリカシロヒトリなど、害虫の共同防除

○多彩な団体の協働活動

- ・ 公共施設の利用者団体による、施設清掃やイベント企画などのボランティア活動
- ・ 各種団体の積極的な地域づくり活動

3) 行政の役割（村民・地域の取り組みを支える役割）

[現状と課題]

村民一人ひとりの協働に対する意識啓発や、地域の活性化に繋がる自主的な団体活動への支援に取り組んできました。また、開かれた行政運営を目標に、村民の声が村政へ反映できるような機会確保に努めてきました。

村民への説明責任を果たし、村政への参画を実感できるような取り組みを更に進める必要があります。また、村長をはじめ役場職員も地域活動など、協働による村づくりに率先して取り組む姿を示し、村民と共有した考えの基にリードしていくことが必要です。

[具体的な取り組みの例]

○協働活動のための環境づくり

- ・ 区との連携による行政区活動への支援・協力

- ・区との連携による自治組合未加入者への対応
- ・地域づくり活動の相談窓口の強化や、自主的活動への財政的な支援

○全村的な対応を要する取り組み

- ・運動会など全村的に実施する行事、村全体規模の各種イベントの企画、推進
- ・道路や河川、公共施設の整備など村内の生活・経済基盤の整備
- ・村全体に係る事項についての連絡調整

○公的活動

- ・協働活動の円滑な取り組みのためのルールづくり
- ・条例、規則などの法的な整備

2 行政区（自治組合）組織の活性化を目指して

村民と地区と行政の協働をさらに進める上で、従来から住民自治活動の中心的役割を果たしている各行政区（自治組合）組織は、引続き重要な役割を持つと考えられます。

協働の活性化のためには、行政区（自治組合）の維持はもちろんのこと、地域活動の活性化が必要不可欠です。

〔 現状と課題 〕

近年、生活様式の多様化、個人主義の考え方が強くなる傾向の中、高齢化で区の役員を引き受けられない世帯や世帯分離の進展により一世帯のみの加入など行政区（自治組合）への未加入の状況には多くの形態があります。また、アパートの入居者や外国人など居住期間が不確定のため加入されない方もいるなど、行政区ごとに抱えている課題も違っている状況です。

今後も、行政区（自治組合）への全戸加入を原則として、行政区活動の利点や必要性を未加入者だけでなく、加入している多くの村民にも理解いただくよう取り組む必要があります。

〔 具体的な取り組みの例 〕

○自治組合未加入者・転入者の加入促進

- ・転入手続きにおける、行政区（自治組合）の役割や意義の重点的な説明を通じた加入推進
- ・区と連携した自治組合未加入者の側から見た原因分析と、それを基にした加入増加策の実践
- ・地域の防災組織や非常時の体制、行動方法の伝達や訓練を通じた自治組合への加入推進

○幅広い分野からの行政区運営への参加促進

- ・女性の意見や新しい発想、若い行動力を行政区運営に反映させるための、区での役員選出

○行政区活動の啓蒙

- ・多くの生涯学習・PTA活動など、あらゆる機会を捉えた行政区活動の啓蒙

3 広聴活動の充実による村民の村政への参画促進

村民と地域と行政の役割分担のほか、協働による村づくりを進めるためには、村民の意見をより村政に反映させる必要があります。住民自治への参画意欲が拡大することにより、村への愛着が高まるとともに、村づくりを支える人材の育成が図られます。

〔 現状と課題 〕

各種会議への出席者が同じ場合が多く、役場でも色々な村民参加の機会を設けているが、幅広い層の参加に至っていない状況です。会議に来ること自体も大変だという人からの意見は届きにくい現状がありま

す。

村民と区役員、役場とのコミュニケーション不足の傾向もあり、自立の村づくりについての啓蒙活動が重要です。役場の職員が地区に出向いて活動するのも一つの方法であり、これにより地域と行政の距離が縮まると同時に、区が抱える課題を共有できる機会でもあります。

何よりも村民の気持ちになって考えることが大切であり、一人でも多くの人に根気よく職員の気持ちを伝えていくことが大切で、気持ちが伝わることで自立に向けた村民の意識も高まります。

〔 具体的な取り組みの例 〕

○公聴活動の推進

- ・各種審議会・委員会へ公募委員・女性委員として村民が参加しやすい体制づくり
- ・地区懇談会などに多くの村民が参加できるような、開催時期、時間などの検討と内容の充実
- ・村政出前講座の促進
- ・村民意見提出制度（リンリンポスト、パブリックコメントなど）の充実

4 行政情報の共有化の推進

協働による村づくりを進めるためには、互いに情報を共有することが必要不可欠です。

村の持つ情報をできる限り村民に伝えるとともに、新しい制度等に関する情報、他の地域での事例等の正確な情報をより早く収集し、村民の主体的活動に活かすことができるよう、より早く村民に伝える必要があります。

〔 現状と課題 〕

村の情報をより正確にそして、なるべく分かりやすい形で伝えるために、村広報紙をはじめホームページなどの内容充実に取り組んできました。しかし、行政区に加入していないため、文書も手元に渡らず、役場に来ることも難しい人達への行政情報の周知が課題です。

単なるお知らせだけでなく、村が抱える課題について村民と共に考えて行くことができるよう、更に内容を検討する必要があります。

〔 具体的な取り組みの例 〕

○行政情報の共有化と透明性の確保

- ・各種審議会・委員会などの活動状況や、審議している内容のタイムリーな情報発信
- ・村へ寄せられた意見などに対する、回答の公表を通じた透明性の確保
- ・生活様式の多様化に対応した広報紙・ホームページへの移行

尚、各項目に列挙した〔具体的な取り組みの例〕はその一例を記載したものです。

IV 村で取り組む具体的事項

取り組みの体系図

I 協働による村づくり

1 自治への住民参加促進

- ① 広報・広聴の充実
- ② 審議会等への公募委員・女性委員の登用

2 地域の支え合い促進

- ① 自主防災組織の支援
- ② 地域づくり活動の支援

3 村づくりを支える人材の育成

- ① 地域づくりリーダーの養成
- ② 児童・生徒の村づくりへの参加
- ③ 村政出前講座の推進

II 時代の変化に対応できる行財政システムの確立

1 時代に即した組織・機構の見直し

- ① 役場組織・機構
- ② 職員数の適正化と計画的な定数管理
- ③ 給与水準の適正化
- ④ 職員能力の向上
- ⑤ 各種審議会・委員会等の見直し

2 効率的な行財政運営

- ① 民間委託等の推進
- ② 行政評価制度の推進
- ③ 事務事業の見直し
- ④ 職員提案制度の推進
- ⑤ 公共施設の見直し

3 健全な財政運営の確保

- ① 歳入の確保
- ② 経費の節減
- ③ 資産の有効活用

4 特別（地方公営企業）会計の安定経営

- ① 長期安定経営の見通し
- ② 適正な受益者負担

I 協働による村づくり

1 自治への住民参加促進

① 広報・広聴の充実

ア 広報まつかわ、村ホームページの充実

広報紙及びホームページは「協働の村づくり」を進めるための情報共有という意味では大変重要なものであり、今後益々の充実が求められるため、村民が広報等により関心を持ち、積極的に参画できる機会を拡大させます。

(例) 村民カメラマンからの写真提供や各種情報等の提供 (情報郵便)

イ 広報紙の備え付け個所の増設

事業所等の協力により公共施設以外の場所でも、広報紙等を配布しているが、益々進行する生活様式の多様化等に対応するため、コンビニや病院等の配布個所の増設に取り組みます。

ウ 広聴の充実

パブリックコメント制度(意見公募)の充実を図るため、より多くの方の目にふれるよう、閲覧箇所の増設に取り組むとともに、リンリンポストについては後払い郵便を活用する等、気軽に意見をいただけるような環境づくりを進めます。

② 審議会等への公募委員・女性委員の登用

改選等に併せて公募委員、女性委員を積極的に登用し、幅広く村民の意見を村づくりへ反映させます。また、行政区でも女性役員の選出について積極的に取り組めるよう、区と連携し推進します。

(例) 女性の公職参画率向上目標 平成 21 年度 28.0%→平成 26 年度 35.0%
公募委員団体数の増加目標 平成 21 年度 4 団体→平成 26 年度 6 団体

2 地域の支え合い促進

① 自主防災組織の支援

「自分の住んでいる地区は自分たちで守る」という連帯意識づくりと自助、共助による地域での防災意識の向上が図られてきており、引続き村地域防災計画に基づく訓練を実施する等、自主防災組織の育成と機能強化に努めます。また、消防団経験者等、長期にわたり防災組織の中心となって活動できる人材の育成強化を進めます。

② 地域づくり活動の支援

引続き「地域づくり活動活性化支援補助金等」の活用により、地域での協働推進や村民への波及効果等について検証しながら、自主的活動の自立に向けて支援をします。

3 村づくりを支える人材の育成

① 地域づくりリーダーの養成

住民の自主性と創意工夫による地域づくりを促進するため、村としても地域づくりの主な担い手は住民自らであるという気運を高めてもらうため、講演会の開催等、意識啓

発へ取り組みます。

② 児童・生徒の村づくりへの参加

今後の地域づくりの重要な担い手となる子供たちに対して、早くからその重要性を理解してもらうため、地域で子供を守る活動や育成会活動等を通して、村づくりに関心を持ってもらうとともに、自分たちの住む村が将来に渡り、どうなってほしいか、一緒に考える機会づくりを進めます。

(例) 子供議会の開催、村議会等との懇談会

③ 村政出前講座の推進

地区の話し合い、サークル、グループの集会等において要望により、村の担当職員や専門職員を派遣し会の活動の充実を図ります。

また、村の取り組みや新しい制度などの情報を伝えながら意見交換や相互理解を進め、村民と職員のコミュニケーションを図り、村民の声を行政運営へ反映させます。

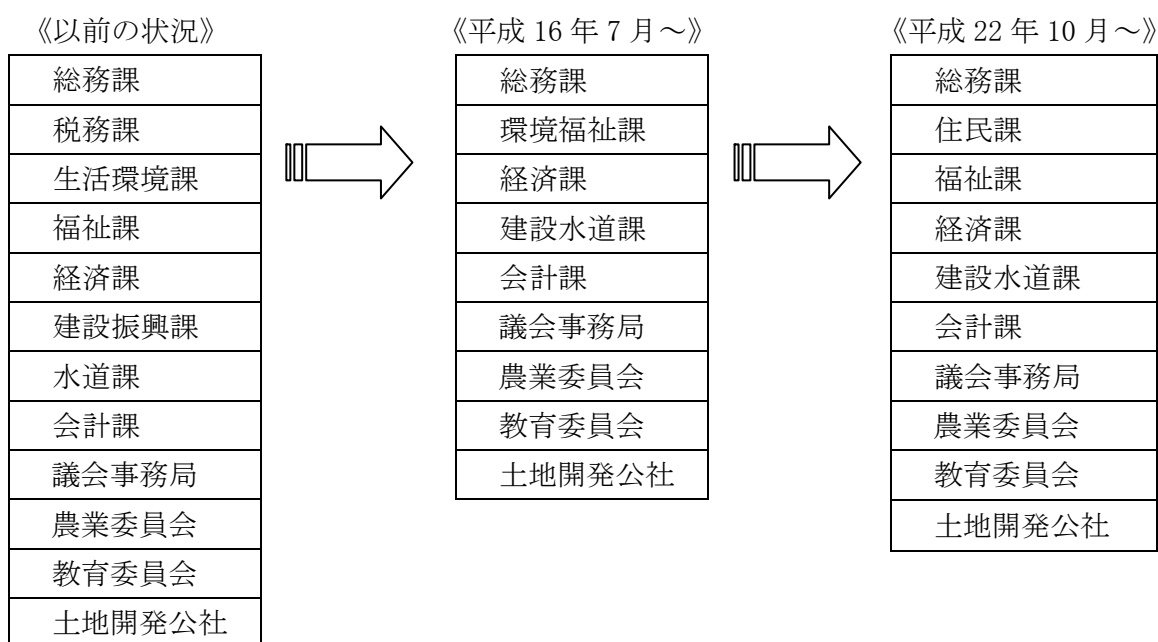
Ⅱ 時代の変化に対応できる行財政システムの確立

1 時代に即した組織・機構の見直し

① 役場組織・機構

これまでも村行政改革大綱に基づき、効率的でスリムな役場組織づくりを進め、今日に至っています。少子高齢化の急速な進行や社会状況の大きな変化などにより、部門によっては非常に多くの課題を抱えています。地方分権の進行や、複雑・多様化する村民ニーズに対し、効率的に対応できるよう、業務の実態に合った組織機構の改革(編成)に取り組めます。

[役場組織の推移]



② 職員数の適正化と計画的な定数管理

松川村職員定数条例に基づく正規職員数は、平成 16 年度当初の 89 人が平成 22 年度当初の 83 人まで減員となっています。

効率的な事務事業の執行に努め、職員数の抑制を図ってきましたが、社会状況の変化を背景に業務は増加傾向にあり、これまでの人員削減目標（平成 26 年度末 80 人）を実施した場合、村民サービスの低下が危惧されています。また、長期間にわたり職員の新規採用を抑制してきた結果、組織の年齢構成で大きな空白期間が生じており、今後も行政需要の増大が予想される中、村民サービス水準を維持するためには、必要な人員は確保するといった、これまでと違った視点や弾力的な判断が必要となっています。

将来の行政運営に課題を残さないよう、計画的に職員の定員管理を行うため、平成 26 年度までの今後 5 年間の期間とする「定員適正化計画」を策定します。

③ 給与水準の適正化

職員給与については、国及び他の地方公共団体の給与状況等を踏まえながら、国の人事院勧告に準拠し、改定を行ってきました。平成 14 年度から特別職の報酬を 8～15%、管理職手当を 5%それぞれ削減しています。

今後も、現下の村の財政状況を考え、引き続きこれらの報酬、手当の削減を継続するとともに、事務の効率化や業務量に応じた適正な人員配置により、時間外勤務手当の更なる抑制に努めます。また、職員数や職員の給与の状況等を今後も広報誌等で村民へ公表します。

④ 職員能力の向上

社会の動きを敏感に感じ、常に問題意識を持ちながら、自らの問題として業務に取り組んでいくことが大切であり、職員の能力開発と意識向上を目指す総合的な人材育成を推進します。

ア 研修制度の充実

人材育成としての職員研修は、これまで勤務年数等を参考に計画的に実施してきましたが、ますます多様化する村民ニーズの的確な把握と迅速な対応ができる職員が一層求められています。

今後も、接遇研修や日常業務を通じた職員教育等の基本的な部分は充実させ、民間企業への職員派遣、地域大学の講義受講、他自治体との交流研修等について積極的に検討・実践を行い、広い視野から村づくりに取り組める職員を養成します。特に、すずの音ホールの照明、音響設備の取り扱いに対応する職員等の養成に努め、村民の自主的活動に繋げられるよう取り組みます。

イ 人事管理の適正化

長期的、計画的な視点に立った人事管理をしていくために、採用から定年に至るまでの職務段階を分けて各期における研修を組み合わせ、職員の能力を最大限に発揮させるよう取り組みます。

(ア) 採用後の一定期間（概ね 10 年）

この期間は、なるべく多くの分野の経験を積み（10 年間で 3～4 課）、特に村民の視

点でものを考える姿勢を養成するため、村民と直接対応する業務を経験することとします。

(イ) 採用後概ね 10 年程度から係長を経て管理職になるまでの期間

管理能力等を直接開発する期間であるため、企画立案能力、部下の把握・育成能力、情報収集能力、分析能力、折衝能力等を開発するための業務を経験することとします。

(ウ) 管理職以降の期間

これまで培ってきた知識・経験等を生かすことができる職務分野を中心に人事配置し、自己研鑽による管理職の能力向上を促進します。

⑤ 各種審議会・委員会等の見直し

平成 16 年度当初の 52 団体を統廃合などにより、45 団体へと見直してきました。今後引き続き、設置目的が類似する審議会・委員会・協議会等の統廃合を検討するとともに、新しい時代に対応した組織への見直しを行います。

2 効率的な行財政運営

① 民間委託等の推進

事業の内容によって村が直接実施するよりも、民間へ委託することにより、村民サービスの向上が見込め、効果的、効率的に行えると考えられるものについては、積極的に外部委託を推進します。既に外部委託を実施している業務については、複数年契約などにより経費の節減に努めます。また、温泉施設「すずむし荘」、ふれあい交流センター「寄って停まつかわ」については、平成 23 年度から指定管理者制度を導入する予定です。

② 行政評価制度の推進

予算に基づいて実施した施策や事業について評価し、その結果を計画や事務事業に反映させ、行政サービスの一層の向上を図るため、行政評価に取り組んでいますが、「計画」→「実施」のサイクルに「評価」→「改善」を確実に取り入れ、この流れを循環させる事が重要です。

目指す効果が現れているか、村民が望んでいる施策か、もっと効率的な方法はないか等、村総合計画と連動した、事務事業評価を行う事により、事業の有効性やコストについてさらに検証し施策に反映させます。

③ 事務事業の見直し

事務事業について、社会経済情勢の変化及び村民ニーズを把握し、行政の責任範囲、費用対効果、公平性の確保などの点から見直しを行い、継続することに問題があるものについては、従来の取り組みにとらわれることなく、廃止、縮小、統合、簡素化等を進めます。

また、投資的事業については、これまでどおり緊急度、優先度を精査し、村民からの要望の強い特に「安全・安心に関わる事業」等に重点投資します。

④ 職員提案制度の推進

行政施策にかかる職員提案の機会を設け、職員の行政運営への主体的な参画を促進し、提案による斬新な企画や事務改善を行うことにより、住民サービスの向上、村の活性化

及び行政の効率化等を図るため、職員提案制度について取り組みます。

⑤ 公共施設の見直し

社会環境の変化等により村民の利用度が極端に低い施設や、所期の目的を達成したと考えられる施設は、廃止、統合等について柔軟な姿勢で検討をします。又、地域に密着した施設（地区公園）の管理については、可能な限り地域住民の方による管理を提案します。

3 健全な財政運営の確保

① 歳入の確保

ア 負担の公平性の確保

各種使用料・手数料について、負担の公平性に十分配慮し、近隣市町村の状況とも比較しながら、計画的に見直しを行います。

イ 広告掲載料の確保

広報まつかわ、村ホームページへ村内企業等の広告を掲載し、引き続き掲載料収入を確保するとともに、各種封筒等への広告掲載についても検討する等、村内企業等のPR・活性化に繋がります。

ウ 収納対策の強化

引き続き、健全な財政運営の基盤となる財源確保と負担の公平性を保つため、関係機関や庁内の各係が密接に連携を図り、法律を厳格に適用し未収金の最大限の縮減に努めます。又、収納率の向上対策や生活様式の変化による利便性を考慮した、収納方法等についても検討を行います。

② 経費の節減

ア 諸経費の節減

財政シミュレーションに基づき、予算配分時での削減配分のほか、職員ひとり一人が常に費用対効果を検証しながら経費の節減に努めます。

イ 企業会計的手法の検討

企業会計的手法による財政分析を行うため、公会計制度の導入に併せ貸借対照表等の作成に向けた取り組みを行い、長期的に安定した財政運営に反映させます。

③ 資産の有効活用

土地等の未利用財産については、管理等の徹底を図り、引き続き占用料の徴収や売却等による処分を促進しその活用を積極的に図ります。

4 特別「地方公営企業」会計の安定経営

① 長期安定経営の見直し

上下水道事業の安定した健全運営を長期的に行うため、計画的な施設整備と更新の財源確保が必要となります。このため、引き続き庁内の各係が密接に連携して、法律を厳格に適用した未収金の回収強化に取り組みます。又、長期的な財政シミュレーションの見直しを随時行い経営の健全化を推進します。

② 適正な受益者負担

上下水道事業については各会計の健全運営を長期継続するため、財政シミュレーションに基づいた供給単価の適正化を図り、受益者からの負担について計画的に見直しを行います。

〔定員適正化計画〕

松川村職員定数条例に基づく正規職員について記載。

(単位：人)

年 度	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	計
年度当初 職員数	89	88	84	82	82	82	81	81	82	84	84	
年度中 採 用 職員数	0	0	0	5	1	2	2	1	2	2	3	10
年度中 退 職 職員数	1	4	2	5	1	3	2	0	0	2	1	5
年度末 職員数	88	84	82	82	82	81	81	82	84	84	86	5

〔条例上の職員定数〕

区 分	定 数
村長の事務部局の職員	81
議会の事務部局の職員	2
農業委員会の事務部局の職員	1
教育委員会の事務部局の職員及びその 他の教育機関の職員	8
企業会計部局の職員	3
合 計	95